

議案第 10 号

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出  
(2024 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後																														
(補償基礎額)	(補償基礎額)																														
第5条 略	第5条 略																														
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。																														
(1) 略	(1) 略																														
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、 <u>8, 900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、 <u>9, 100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。																														
3 略	3 略																														
4 略	4 略																														
別表	別表																														
補償基礎額表（第5条関係）	補償基礎額表（第5条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>12, 4</u> 40</td> <td>円 <u>13, 3</u> 20</td> <td>円 14, 200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>円 <u>10, 6</u> 70</td> <td>円 <u>11, 5</u> 50</td> <td>円 12, 400</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12, 4</u> 40	円 <u>13, 3</u> 20	円 14, 200	分団長及び副分団長	円 <u>10, 6</u> 70	円 <u>11, 5</u> 50	円 12, 400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>12, 5</u> 00</td> <td>円 <u>13, 3</u> 50</td> <td>円 14, 200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>円 <u>10, 8</u> 00</td> <td>円 <u>11, 6</u> 50</td> <td>円 12, 500</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12, 5</u> 00	円 <u>13, 3</u> 50	円 14, 200	分団長及び副分団長	円 <u>10, 8</u> 00	円 <u>11, 6</u> 50	円 12, 500
階級		勤務年数																													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	円 <u>12, 4</u> 40	円 <u>13, 3</u> 20	円 14, 200																												
分団長及び副分団長	円 <u>10, 6</u> 70	円 <u>11, 5</u> 50	円 12, 400																												
階級	勤務年数																														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	円 <u>12, 5</u> 00	円 <u>13, 3</u> 50	円 14, 200																												
分団長及び副分団長	円 <u>10, 8</u> 00	円 <u>11, 6</u> 50	円 12, 500																												

部長、 班長及 び団員	<u>8, 90</u>	<u>9, 79</u>	<u>10, 6</u>	部長、 班長及 び団員	<u>9, 10</u>	<u>9, 95</u>	<u>10, 8</u>
備考				備考			
1 略				1 略			
2 略				2 略			

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の城陽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年（2024年）4月1日以後に支給すべき事由の生じた城陽市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が公布されたことに伴い、城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）について所要の改正を行いたいので、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 消防組織法（抜粋）

#### （非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。